

新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第58回 平成22年11月30日開催 午後6時30分から午後7時40分 議会大会議室

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 久保委員

事務局等 寺尾、徳永、林、山岸、高山

傍聴者 0名

配布資料 【資料1】第62回運営会次第

【資料2】新宿区自治基本条例パンフレット

【資料3】新宿区自治基本条例逐条解説

【資料4】自治基本条例広報特集号(11月25日号)

【資料5】第56回区民検討会議開催概要

【別添資料】第44回検討連絡会議資料一式

1 「新宿区自治基本条例区民検討会議 検討経過報告書(平成22年度)」について

事務局より、以下の報告があった。

- ・2010年4月～12月までの区民検討会議の内容について記した案である。
 - ・「はじめに」のほか全9章、及び参考資料として新宿区自治基本条例が掲載し、全103ページで構成した。
 - ・第9章の「区民検討会議を振り返って～区民検討委員の感想～」の原稿の締め切りを延長し、12月8日(水)までとするので、掲載希望で未提出の委員は、原稿を送付いただきたい。
 - ・第59回会議において、修正をしたものを配布する予定である。
- 次の事項を事務局に一任した。【決定】
- ・第58回区民検討会議(11月30日開催)と第59回区民検討会会議(12月14日開催)についての記事内容を事務局に一任。
 - ・内容を確認の上、意見がある場合は、12月8日までに事務局に連絡することとし、修正については、事務局に一任。

2 第62回運営会の報告

第58回区民検討会議の進め方について

- ・「新宿区自治基本条例逐条解説」と新宿区自治基本条例パンフレットについて説明を行うこととした。
- ・地域報告会についての報告と意見交換を行うこととした。

その他

- ・区の職員向けの説明会を11月より順次行うこと、及び、来年度以降、新規採用職員に新宿区自治基本条例の遵守を宣誓するようにする条例改正を第4回定例会に議案として提出されることが事務局より報告された。

3 第44回検討連絡会議の報告

職員のサービスの宣誓に関する条例について

新規採用職員が行う宣誓に、新宿区自治基本条例を遵守することを誓う旨が追加する議案を第4回区議会定例会に提出する。

自治基本条例のパンフレットについて

- ・原案の内容について、検討連絡会議としては了承した。
- ・表紙のデザインについて意見があり、原案を修正することとなった。
- ・構成は、以下のとおり

自治基本条例に定められている内容とその概要

新宿区自治基本条例の全文

新宿区自治基本条例制定までの流れ(平成19年5月～平成22年10月14日まで)

広報特集号について

- ・原案を検討連絡会議としては了承した。
- ・構成は以下のとおり

1ページ:自治基本条例地域報告会の案内

2,3ページ:条例全文とその説明

4ページ:区民検討会議の取り組み、学識経験者の牛山教授のコメント、条例制定までの道のり

新宿区自治基本条例逐条解説について

- ・内容は前回会議で示されたとおり。参考として、「新宿区自治基本条例制定の取り組み」(広報しんじゅく 平成22年度10月25日号の記事からの抜粋)を掲載すると報告された。

職員に対する説明会

- ・11月中に全3回実施する。

地域報告会について

- ・事務局作成の説明用パワーポイントの説明を行い、意見交換を行った。説明用パワーポイントの一部を修正することになった。

検討連絡会議の報告に対する質疑応答は別紙のとおり。

4 地域報告会の開催状況の報告

- ・11月に3回開催した。12月に7回開催する。
- ・18人の検討連絡会議委員のうち、区民、議会、行政の3者から各2名の6名ずつの3組が輪番で担当している。
- ・地域報告会は90分の時間の中で、司会挨拶、経過報告についての説明、逐条解説を使用した条例全体の説明、質疑応答を行っている。
- ・これまでの3回の参加人数が少ないことから、区民検討委員に向け、今後の地域報告会への参加の呼びかけを行った。

地域報告会の開催状況の報告に対する質疑応答は別紙のとおり

5 事務連絡等

次回会議が、区民検討会議の最終回である。会議終了後、解散式を行う。解散式に区長、議長が参加の方向で調整中。

次回会議の開始時間を、30分繰り下げて、19時とする。【決定】

以上

第58回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	58回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	
7	和田 博文	ワダ ヒロフミ	
8	野村 晃	ノムラ アキラ	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	×
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	×
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	×
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	×
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	×
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	×
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	×
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	×
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	×
参加者			20

第44回検討連絡会議の報告に対する質疑応答

委員 地域報告会を参加者の意見を聴く場にしてほしい。パワーポイントで説明するだけでなく、話し合いを重視することを委員が認識し、時間を有効に使ってほしい。

委員 広報を図書館などに配布することと、インターネット以外に、この条例を知る機会をどのようにつくるのか。

事務局 この条例は、継続的に区民のみなさんにご説明する機会が必要になってくると考えています。この条例は、来年の4月から施行されますので、施行後、可能な限り早い段階で、この条例のシンポジウムを開催することを予定しています。その後も様々な機会を通じて、区民にご説明する場を設けていく予定です。前回の会議で、可能な限りしっかりと説明したものをつくるべきという意見を承っています。来年度も詳細に内容を網羅したハンドブック等を作成していきたいと思います。そのようなものを活用して、今後も引き続き区民に周知していきたいと思っています。

委員 項目として「子どもの権利」を設けているので、周知の仕方の1つとして、小学校等の学校あるいは、校長先生に説明してほしい。そのことによって、長期にわたってこの条例の存在を周知することができる。

事務局 学校の校長先生には、12月9日に開催される校長会を通じて自治基本条例の説明を行います。教育委員会事務局から説明していただきます。また、小・中学生向けのパンフレットを作成し、学校を通じて、授業の一環として配布していきたいと考えており、これについては、教育委員会や学校の先生方との協議をしておつていきたいと思っています。

委員 小・中学生用のパンフレットをつくる際は、各中学校の生徒の代表者を集めて、ワークショップ形式で議論し、分かりやすい言葉で作成してほしい。中学生を交えて、パンフレットを作成してほしい。

事務局 パンフレットの作成の際に、先生方には関わっていただくことを考えています。そこに子どもたちの意見をどのように反映させられるかも含めて、教育委員会や学校の先生と協議していきたいと考えています。この場で可能であると明確に答えることはできませんが、そのような意見があったことを先生方にお伝えしたいと思っています。

委員 地域団体の主たるものとして、区町連に対する説明会はあるのか。

事務局 区長連に対しては、素案の段階で説明をしています。条例の中身についての説明会をできるかどうかを区町連と話し合つて決めていきたいと思っています。

ファシリテーター 他にありますか。

無いようですので、検討連絡会議についてはここまでにします。

地域報告会の開催状況の報告に対する質疑応答

委員 最初の地域報告会で地域自治組織が何を指すのかという質問や今の地区協議会では不十分なのかという質問があった。その中で、「4年を超えない期間で見直しする」という言葉が条文に入っているが、別条例についてはどのように見直しするのかについて質問された。地域で説明する時に、これに対して、どのように答えるべきであったかを伺いたい。

事務局 この自治基本条例では、別条例に委任することになった条例は住民投票についての条例と地域自治組織についての条例があります。この条例についても区民、議会、行政が議論するべきという話があります。来年度早々に区議会が改選を迎えるので、区議選が終わった後に、特別委員会の中に検討する委員会を設置することになると思います。それが設置された後にどのように区民が参加して議論するかが決まります。実際に別条例に着手するのは、来年度になると思います。

委員 第1回の地域報告会に参加した。ある行政委員がこの条例を理念条例であると認識しているような印象を受けた。第2回、第3回地域報告会でもそのように説明したのか。これからの地域説明会でもそのように答えるのか。理念条例であるという説明はしないほしい。

事務局 この条例は理念的なことを定めているところもあります。しかし、住民投票などでは、具体的なことまで踏み込んでいる部分もあります。単なる理念条例とは考えていません。地域自治組織については、具体的な中身を盛り込めない部分もありましたが、あり方に関して別条例で検討していくことになっています。理念的な部分があれば、具体的な内容に踏み込んだ部分も多々あります。

委員 理念条例であると答えてほしくない。

委員 私が参加した地域報告会でもそのように答えていた。補足説明において、具体的な内容についても定めているという説明があったが、最初に理念条例であると説明されると、そのように印象が付いてしまう。

委員 私が参加した地域報告会でも、理念条例と認識した区民がいた。理念条例とは明確に違うということを使った方が良いと思う。

また、様々な質問に対して受け答えの解説を記録して、積み重ねていくべきである。次の会では、その質問と答えに補足説明を付けて資料を足していくべきである。その記録を後に検討することも必要だと思う。

委員 検討連絡会議では区民代表委員は理念条例と考えたことはありません。質問が出た段階で、私たち委員が答えなければいけなかったと思う。

最初に出席した地域報告会で出た意見を踏まえて、次の地域報告会で説明をした。今後、説明する方は、今までの意見を踏まえて説明したほうが分かりやすいと思う。

委員 地域報告会に来る方は、意見を言いに来る方が多い。この報告会を上手く行わないといけない。

事務局 先程、記録の蓄積についての意見がありました。地域報告会における質疑応答の概要を取りまとめています。直近では、今週の12月3日に自治・分権特別委員会が開催されます。

そこで、今までの質疑応答の資料も提示していきます。今後開催される地域報告会の質疑応答についても記録していきたいと思います。

委員 今月、10 地区の地区協議会の連絡会があった。その際に、この条例にどのようなメリットがあるかを質問された。これからの地域報告会では、なぜこの条例が必要なのかを冒頭で説明してほしい。学者の中にも自治基本条例に異論を唱えている人もいる。そのような中で、必要性について冒頭で説明してほしい。

ファシリテーター 時間もせまってきましたが、これでよろしいですか。
では、ここまでにします。